

平成25年度軽自動車税の納付及び障がい有する方の減免について

■平成25年度軽自動車税の納付について

平成25年度軽自動車税の納期限は、5月31日(金)です。納期限内であれば、金融機関の他、お近くのコンビニエンスストアでも納めることができますので、期限までに納付をお願いします。

■障がい有する方の軽自動車税の減免について

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかを交付されている方、又は手帳を交付されている方と生計を同一にする方の所有する車両で右記の内容に該当する方は、申請をして減免を受けることができます。

■申請に必要な書類

- ①お持ちの手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、戦傷病者手帳)
- ②運転する方の運転免許証
- ③車検証
- ④納税通知書
- ⑤印かん

■提出期限／5月24日(金)

- ※提出期限を過ぎますとお受けできませんのでご注意ください。
- ※郵送で申請する場合は、事前に税務課町民税担当にご連絡ください。



■減免を受けることができる障がいの程度と受けられる方の範囲

①障がいの程度

手帳の種類	障がいの区分	障がいの程度(級別)
身体障害者手帳	視覚	1級～3級、4級の1(4級のうち、両視の視力の和が0.09～0.12)
	聴覚	2級、3級
	平衡機能	3級
	音声又は言語機能	3級(こう頭が摘出された場合のみ)
	上肢	1級、2級
	下肢	1級～6級
	体幹	1級～3級、5級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢 1級、2級 移動 1級～6級
	心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう又は直腸機能・小腸の機能	1級、3級
	ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能・肝臓機能	1級～3級
療育手帳	㉔、A	
精神障害者保健福祉手帳	1級(自立支援医療費受給者証等により、通院の事実が確認できる方のみ)	
戦傷病者手帳	恩給法に定める障がいの程度で、減免の範囲が定められています。	

②減免を受けられる車

- ▶障がい有する方本人(納税義務者)の所有する車
- ▶障がい有する方と生計を同一にする方(納税義務者)の所有する車

放射線量測定結果について

毎週火曜日に実施している、町公共施設の放射線量測定結果をお知らせします。

測定の結果、町の基準を超えている公共施設はありませんでした。なお、最新の測定結果は町ホームページをご覧ください。

参考 0.103…11箇所・全84回の測定値の平均
0.171…測定値の最大値(平成23年10月11日松伏第二中学校で測定)
0.041…測定値の最小値(平成25年4月16日金杉小学校で測定)

※町の基準…0.19(5市1町の基準である「0.23」以下になることを目指して、地上50センチメートルの高さにおける測定値が「0.19」を超えた場合は、放射線量低減化作業等を行うことにしています。)

■測定日 4月16日(火) <第84回測定>

測定場所	測定値
赤岩農村センター駐車場(砂利敷)	0.078
松伏第二中学校校庭(土の上)	0.109
松伏記念公園(土の上)	0.083
松伏小学校校庭(土の上)	0.095
児童館屋外(土の上)	0.070
松伏第二小学校校庭(土の上)	0.062
町立第一保育所園庭(土の上)	0.066
松伏中学校校庭(土の上)	0.086
大川戸農村センター駐車場(砂利敷)	0.068
金杉小学校校庭(土の上)	0.041
老人福祉センター屋外(土の上)	0.098

※単位はマイクロシーベルト毎時